

各種委員会、研修及び訓練の開催頻度及び実施回数について

	身体的拘束等の適正化		業務継続計画 （災害・感染症）		非常災害対策	感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止			事故発生の防止		虐待の防止		利用者（入所者）の 安全並びに介護サー ビスの質を確保及び 職員の負担軽減に資 する方策を検討する ための委員会の設置
	委員会開催	研修実施	研修実施	訓練実施	訓練実施	委員会開催	研修実施	訓練実施	委員会開催	研修実施	委員会開催	研修実施	委員会開催
訪問系サービス	—	—	年１回以上 新規採用時には 別に実施すること が望ましい	年１回以上	—	おおむね ６月に１回以上	年１回以上 新規採用時には 感染症対策研修を 実施することが望 ましい	年１回以上	—	—	定期的 （年１回以上）	年１回以上 新規採用時には 必ず実施すること	—
通所系サービス	—	—	年１回以上 新規採用時には 別に実施すること が望ましい	年１回以上	定期的 （年１回以上）	おおむね ６月に１回以上	年１回以上 新規採用時には 感染症対策研修を 実施することが望 ましい	年１回以上	—	—	定期的 （年１回以上）	年１回以上 新規採用時には 必ず実施すること	—
短期入所・多機能 系サービス	３月に１回以上	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	年１回以上 新規採用時には 別に実施すること が望ましい	年１回以上	定期的 （年１回以上）	おおむね ６月に１回以上	年１回以上 新規採用時には 感染症対策研修を 実施することが望 ましい	年１回以上	—	—	定期的 （年１回以上）	年１回以上 新規採用時には 必ず実施すること	定期的 （年１回以上）
居住系サービス	３月に１回以上	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	年２回以上 新規採用時には 別に実施すること	年２回以上	定期的 （年１回以上）	おおむね ６月に１回以上	年２回以上 新規採用時には 感染症対策研修を 実施すること	年２回以上	—	—	定期的 （年１回以上）	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	定期的 （年１回以上）
施設系サービス	３月に１回以上	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	年２回以上 新規採用時には 別に実施すること	年２回以上	定期的 （年１回以上）	おおむね ３月に１回以上	年２回以上 新規採用時には 必ず感染症対策研 修を実施すること	年２回以上	定期的 （年１回以上）	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	定期的 （年１回以上）	年２回以上 新規採用時には 必ず実施すること	定期的 （年１回以上）
備考	・身体拘束等を行う場合の記録、 委員会の開催、指針の整備又は研 修の実施が出来ていない場合、身 体拘束廃止未実施減算となる。 （短期入所・多機能系サービス、 居住系サービス、施設系サービス のみ）		・感染症の業務継続計画に係る研修 については感染症の予防及びまん延 の防止のための研修と一体的に実施 することも差し支えない。 ・感染症の業務継続計画に係る訓練 については感染症の予防及びまん延 の防止のための訓練と一体的に実施 することも差し支えない。 ・災害の業務継続計画に係る訓練に ついては非常災害対策に係る訓練と 一体的に実施することも差し支えな い。 ・居宅療養管理指導については、令 和９年３月３１日まで努力義務。		・非常災害対策 計画とは、消防 計画及び風水 害、地震等の災 害に対処するた めの計画をいう。 ・消防法の規定 により、特定防 火対象物である 事業所では「消 火訓練」及び 「避難訓練」を 年２回以上実施 すること。	・居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 については、従業者が１名である場合、感染症の予 防及びまん延の防止のための指針を整備すること で、委員会を開催しないことも差し支えない。			・指針の整備、事故発生時に報告 されその分析を通じた改善策を従 業者に周知徹底する体制整備、委 員会の開催、研修の実施又は担当 者の設置が出来ていない場合、安 全管理体制未実施減算となる。 （施設系サービスのみ） ・指針の作成、委員会の開催、研 修の実施、担当者の配置を備えた 体制に加えて、当該担当者が安全 対策に係る外部の研修を受講し、 組織的に安全対策を実施する体制 を備えている場合には、安全対策 体制加算を算定できる。（施設系 サービスのみ）		・委員会の開催、指針の整備、研 修の実施又は担当者の設置が出来 ていない場合、高齢者虐待防止措 置未実施減算となる。 ・居宅療養管理指導については、 令和９年３月３１日まで努力義 務。		・令和９年３月３１ 日まで努力義務（短 期入所・多機能系 サービス、居住系 サービス、施設系 サービスのみ）
	・委員会開催、研修実施や訓練実施にあたっては、他の委員会、他の研修や他の訓練と一体的に設置・運営することとして差し支えない。ただし、一体的に行った場合もそれぞれの委員会、それぞれの研修やそれぞれの訓練について日時、出席者、議論した内容、研修した内容や訓練した内容がわかるように記録に残すこと。												

訪問系サービス・・・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援

通所系サービス・・・通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護

短期入所・多機能系サービス・・・短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

居住系サービス・・・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

施設系サービス・・・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院